

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大洲市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

システムの稼働維持について、委託契約により業者の運用支援を受けているが、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認すると併に、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

愛媛県大洲市長

公表日

令和7年8月20日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務
②事務の概要	地方税法の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を希望する者(以下「申請者」という。)が提出する特例申請書を收受・保管し、申請者の居住する市区町村にその情報を通知するための事務
③システムの名称	ふるさと納税管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特例申請者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表24の項 ・地方税法附則第7条第5項及び第12項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総合政策部 企画情報課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大洲市役所 総合政策部 企画情報課 郵便番号: 795-8601 住所: 愛媛県大洲市大洲690番地の1 電話番号: 0893-24-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大洲市役所 総合政策部 企画情報課 郵便番号: 795-8601 住所: 愛媛県大洲市大洲690番地の1 電話番号: 0893-24-2111
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手)	[○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		・申請者からマイナンバーの提供を受け、記載されたマイナンバーの真正性の確認を行っている。 ・複数人でマイナンバーの真正性について確認を行っている。 ・マイナンバーに係る書類が届いたらすぐに開封し、ファイルに綴り、鍵のかかる棚に保管している。

9. 監査

[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

判断の根拠
・マイナンバーに係る書類が届いたらすぐに開封し、ファイルに綴り、鍵のかかる棚に保管している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月30日	I-5 ①部署	総務企画部企画情報課	総合政策部 企画情報課	事後	
令和3年9月30日	I-7 請求先	795-8601 愛媛県大洲市大洲690番地の1 大洲市役所総務企画部企画情報課	大洲市役所 総合政策部 企画情報課 郵便番号:795-8601 住所:愛媛県大洲市大洲690番地の1 電話番号:0893-24-2111	事後	
令和3年9月30日	I-8 連絡先	795-8601 愛媛県大洲市大洲690番地の1 大洲市役所総務企画部企画情報課	大洲市役所 総合政策部 企画情報課 郵便番号:795-8601 住所:愛媛県大洲市大洲690番地の1 電話番号:0893-24-2111	事後	
令和3年9月30日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和4年12月1日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和4年10月1日 時点	事後	
令和6年1月15日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和7年8月20日	I-3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第一-16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省で定める事務を定める命令第16条	・番号法第9条第1項及び別表24の項 ・地方税法附則第7条第5項及び第12項	事後	
令和7年8月20日	II-1 対象人数・いつの時点か	2)1000人以上1万人未満 令和5年11月1日 時点	3)1万人以上10万人未満 令和7年6月1日 時点	事後	
令和7年8月20日	II-2 いつの時点か	令和5年11月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	
令和7年8月20日	IV-8 人手を介在させる作業	空欄	十分である。 ・申請者からマイナンバーの提供を受け、記載されたマイナンバーの真正性の確認を行っている。 ・複数人でマイナンバーの真正性について確認を行っている。 ・マイナンバーに係る書類が届いたらすぐに開封し、ファイルに綴り、鍵のかかる棚に保管している。	事後	
令和7年8月20日	IV-11 もっとも優先度が高いとされる施策	空欄	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年8月20日	IV-11 当該対策は十分か	空欄	十分である。 ・マイナンバーに係る書類が届いたらすぐに開封し、ファイルに綴り、鍵のかかる棚に保管している。	事後	